

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



55歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## ご存じですか？ 事業承継税制

### 課題となる後継者への自社株式の移転

こんにちは、高橋学です。今回のテーマは「後継者への自社株式の移転」。中小企業の経営者にとって、会社の相続、つまり事業承継は多くの困難が伴います。特に、後継者への自社株移転に頭を悩ませる方は少なくありません。

図表1は、東京商工会議所が2020年、都内23区内の事業者を対象に実施した「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート」です。これを見ると、後継者(候補)がいる人の約4割が「事業承継における障害・課題」として「後継者への株式の譲渡(移転)」を挙げています。業歴が長い会社などの株価は想像以上に高くなる傾向があり、これを後継者が引き継ぐには、多額の取得コストが生じます。

後継者への株式の移転には、「売買」「生前贈与」「相続」といった選択肢がありますが、ポイントとなるのが、生前贈与を上手に活用すること。というのも、①売買は、後継者が購入資金を準備しなくてはならないことに加え、売った経営者の譲渡益には所得税がかかり、②相続は、相続が発生する時期を選べないなどのデメリットがあるからです。生前贈与は、経営者が自分の意思で進めやすく、長期間にわたって計画的に生前贈与することで、後継者の税負担を

軽減することもできるのです。

### 「事業承継税制」に注目

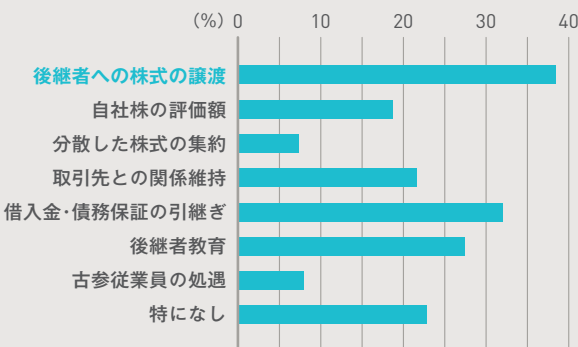
とはいえ、贈与税の負担が大き過ぎるなど、「どうしても移転が難しい」ケースもあるでしょう。そのような場合に検討したいのが「事業承継税制」です。これは、非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度。後継者の資金力が不足している場合でも、納税猶予を受けられるため、円滑な事業承継が可能となります。図表2の通り、「特例措置」と「一般措置」の2つがあり、前者の方が有利な点は、①対象株数は全株式(制限なし)、②相続税も100%納税猶予、③雇用確保要件が大幅に緩和・弾力化、④事業継続が困難で自社株式を譲渡等した場合の免除額が拡充、などです。

このようにメリットが大きい「特例措置」ですが、注意点として、2024年3月31日までに会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載する「特例承継計画」を都道府県知事に提出する必要があります。提出期限が迫っているため、まずは「事業承継税制」について正確に理解することをお勧めします。



■ 図表1 「事業承継における障害・課題」

「既に後継者を決めている/後継者候補はいる」方の場合



(出所)「事業承継の取り組みと課題に関する実態アンケート報告書」  
(東京商工会議所)をもとに当社作成

■ 図表2 事業承継税制の概要

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 (2024年3月31日まで)	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 (2027年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与=100%、相続=80%
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
承継パターン	複数の株主から 最大3人の後継者	複数の株主から 1人の後継者

(出所)国税庁の資料をもとに当社作成